B種接地工事 No.1

(特別)高圧 と 低圧 の混触による危険防止のためB種接地工事を行う場合がありますが、「電気設備技術基準の解釈」にB種接地工事を行う箇所についての規定があります。

B種接地工事を行う箇所

「電気設備技術基準の解釈 第24条」において、**高圧又は特別高圧と低圧との混触による危険防止（B種接地工事）**について定められています。

第24条
高圧電路又は特別高圧電路と低圧電路とを結合する変圧器には、次の各号によりB種接地工事を施すこと。

一 次のいずれかの箇所に接地工事を施すこと。

イ 低圧側の中性点

ロ 低圧電路の使用電圧が300V以下の場合において、接地工事を低圧側の中性点に施し難いときは、低圧側の1端子

ハ 低圧電路が非接地である場合においては、高圧巻線又は特別高圧巻線と低圧巻線との間に設けた金属製の混触防止板

イ 低圧側の中性点 、ロ 低圧側の 1 端子 、ハ 混触防止板 のいずれかに B 種接地工事を施すことが定められています。

イ 低圧側の中性点

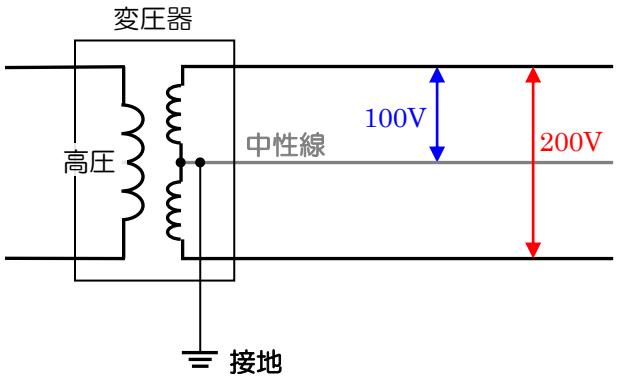

□ 300V以下の低圧電路において、低圧側の中性点に接地工事が施し難いときは、低圧側の1端子

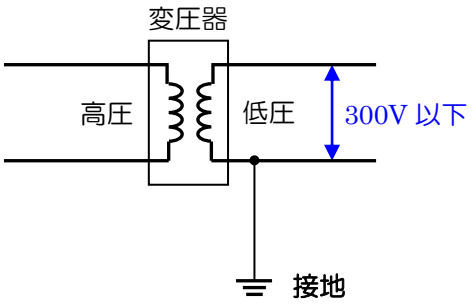

ハ 非接地の低圧電路においては、(特別)高圧巻線と低圧巻線 との間に設けた金属製の混触防止板

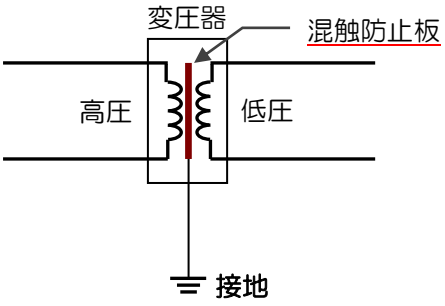

高圧と 低圧の混触を防止するため、高圧巻線 と 低圧巻線の間に設置する金属板を「混触防止板」と言います。

低圧電路が300V以下で中性点から接地が取れない場合には、「低圧側の 1 端子」からB種接地を取ることができますが、
低圧電路が300Vを超えて中性点から接地が取れない場合には、混触防止板からB種接地を取ります。

B種接地工事の目的

B種接地工事の目的は、
高圧電路または特別高圧電路と低圧電路との混触時の、低圧電路の電位上昇の防止のためです。

混触により、低圧電路に高圧(特別高圧)が入り込むと 低圧電路の機器が損傷し、また感電や火災が起こる場合がある。これを防ぐために、低圧電路に接地することを定めています。